

豊医発第 203 号
平成26年 7月17日

病 医 院 長 殿

豊橋市医師会長 権 田 隆 実



精神障害者医療費の適用診療科目拡大に伴う現物給付化について（ご連絡）

標記につきまして、下記の通り豊橋市長より周知依頼がありましたので、お送り致します。

記

26豊障年第164号
26豊国年第223号
平成26年7月1日

一般社団法人 豊橋市医師会
会長 権田 隆実 様

豊橋市長 佐原 光一

（公 印 省 略）

精神障害者医療費の適用診療科目拡大に伴う現物給付化について

平素より、本市精神障害者医療費助成事業に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、本市では精神障害者の通院に係る保険診療自己負担分の医療費助成について、精神疾患のみを無料としていたものを全診療科目へ拡大いたします。

また、後期高齢者医療被保険者の精神通院医療費について、被保険者の利便性を考え、これまでの現金給付から現物給付に変更することとなりました。

医療機関におかれましては、保険診療分に係る受診者に窓口負担を伴わない現物給付のご協力をお願いいたします。

貴会の皆様には、取り扱いについてご迷惑をおかけいたしますが、市民サービス向上のためご理解いただきますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては以下のとおり平成26年10月1日診療分からとなりますので、取扱い等、会員の皆様へのご周知をよろしくお願いいたします。

添付資料について

- ・別紙1（障害福祉課1／2）
精神障害者医療費の適用診療科目拡大に伴う現物給付化について
- ・別紙2（障害福祉課2／2）
精神障害者通院医療費受給者証（全疾患）
- ・別紙3（国保年金課1／2）
後期高齢者医療被保険者の精神通院現物給付化について
- ・別紙4（国保年金課2／2）
後期高齢者福祉医療費（通院）受給者証

（お問い合わせ先）

豊橋市福祉部 障害福祉課	担当：松井・木村	電話：0532-51-2312
豊橋市福祉部 国保年金課	担当：浅野・釜元	電話：0532-51-3132

精神障害者医療費の適用診療科目拡大に伴う現物給付化について

1 目的

精神障害者の通院に係る保険診療自己負担分の医療費助成について、精神疾患のみ無料としていたものを全診療科目に拡大し、受診者の負担軽減を図るものです。

2 対象者及び対象診療科目等について

- (1) 対 象 者 精神障害者手帳 1 級または 2 級の所持者
 ※子ども医療、障害者医療、母子家庭等医療、後期高齢者福祉医療、生活保護の該当者を除く（前記医療制度が優先されます。）
- (2) 対象科目 精神疾患を除く通院の全疾患
- (3) 適用開始 平成 26 年 10 月 1 日診療分より
- (4) 注 意 点 精神疾患の入通院については既存の受給者証を使用します。

3 受給者証の変更点

変 更 後	現 行
82 (精) 通院医療費受給者証 (全疾患) (緑色に赤系の縁取り) (現行の 3 種類に変更なし)	82 (障) 医療費受給者証 (黄色) 85 (精) 通院医療費受給者証 (ピンク色) 85 (精) 入院医療費受給者証 (薄緑色)

新たに、「82 (精) 通院医療費受給者証 (全疾患) (緑色に赤系の縁取り)」を設けます。

4 受給者番号について (例)

受 給 者 証	受 給 者 番 号
82 (精) 通院医療費受給者証 (全疾患) (緑色に赤系の縁取り)	5 0 2 6 ▲▲▲▲▽
82 (障) 医療費受給者証 (黄色)	5 0 2 0 □□□□▽
85 (精) 通院医療費受給者証 (ピンク色)	9 0 0 △△△△△▽
85 (精) 入院医療費受給者証 (薄緑色)	

新受給者証は、障害者医療費受給者証と同じ法別番号 82 番を使用しますが、受給者番号の先頭から 4 桁目を変更し、障害者医療費受給者証と混同しないよう図ります。

5 その他

既存の受給者証と同様、現物給付での取扱いとなります。

(お問い合わせ先 豊橋市福祉部障害福祉課 松井・木村 0532-51-2312)

(表面)

愛知県内のみ有効			
精 8 2 精神障害者通院医療費受給者証 (全疾患) (精神通院医療を除く。)			
受給者番号		5 0 2 × × × × × ×	
受 給 資 格 者	住 所		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	男・女
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名 及 び 印		豊橋市長 印	
交付年月日		年 月 日	

この証は被保険者証に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

(裏面)

注 意 事 項
- この証は、本人以外は使用できません。 - この証は、精神通院医療以外の通院の場合のみ使用できます。精神通院医療での通院は、「精神障害者通院医療費受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療費のみ適用）」を使用してください。 - 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口提出してください。 - 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を豊橋市長に返してください。 - 氏名又は住所に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、豊橋市長にその旨を届け出てください。 - 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に、豊橋市長にその旨を届け出てください。 - この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。 - 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、豊橋市長に返してください。 - 有効期間後も引き続き受給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ精神障害者保健福祉手帳の更新手続きを手帳の有効期間内に行ってください。 - 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
(問合せ先) 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 障害福祉課 電話(0532) 5 1 - 2 3 1 2

後期高齢者医療被保険者の精神通院現物給付化について

1. 目的

豊橋市では単独事業で、自立支援医療受給者の精神通院にかかる自己負担額を全額補助しているが、現行では自立支援医療受給者が 75 歳年齢到達により後期高齢者医療制度に移行すると、精神障害者通院医療費受給者証（まる精）が使えなくなり、現物給付から現金支給（償還払い）に変更となり受給者は申請の手間が増えている。

今後、75 歳年齢到達以降も「後期高齢者福祉医療費（通院）受給者証」を発行し現物給付とすることで市民サービスの向上に繋げる。

（参考）自立支援医療受給者数（後期高齢者医療被保険者）

以下、愛知県 福祉医療支給事務指導監査実施資料より

【H25.8 月実施】

- ・ 75 歳以上 91 人（手帳 1，2 級所持者及び生保受給者以外）

2. 受給者証発送時期

平成 26 年 9 月中旬ごろ発送。

- ・ 後期高齢者福祉医療費（通院）受給者証」（紫色）と別紙案内文を送付予定。

3. 適用開始時期

平成 26 年 10 月 1 日から

従来の精神障害者通院医療費受給者証（まる精・ピンク）所持者と同様に自己負担額上限額までを公費請求してください。

※公費負担者番号 「89230023」

また、平成 26 年 9 月診療分までは従来通り市役所にて払い戻しの手続きを行います。

豊橋市福祉部 国保年金課

電話：0532-51-3132

担当：浅野・釜元

(表面)

(裏面)

別紙4 (国保年金課 2/2)

愛知県内のみ有効

福 後期高齢者福祉医療費（通院）受給者証
（自立支援医療のみ有効）

公費負担者番号	8	9	2	3	0	0	2	3
公費負担医療の 受給者番号								
受給者	住所							
	氏名							
	生年月日							
医療機関								
有効期間	交付の日から自立支援医療受給者証の有効期限まで							
発行機関名 及び印	豊橋市長 印							
交付年月日								

この証は、後期高齢者医療被保険者証及び自立支援医療受給者証に添えて自立支援医療指定医療機関の窓口へ提出してください。

注 意 事 項

- 1 この証は、本人以外は使用できません。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、後期高齢者医療被保険者証に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 受給者の資格がなくなったときは、速やかに、この証を豊橋市長に返してください。
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、豊橋市長にその旨を届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり又は失ったときは、再交付を受けてください。
- 6 有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、豊橋市長に返してください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

(問い合わせ先)

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
 豊橋市役所 福祉部
 国保年金課 ☎51-3132